

「農泊」等農山漁村発イノベーション施設の設置の促進等について

令和4年2月25日

農林水産省

目 次

1 国家戦略特別区域諮問会議等における位置付け	1
2 「農泊」等農山漁村発イノベーション施設の設置の促進に係る制度の見直し	
(1) 農山漁村活性化法における農用地区域からの除外・農地転用に係る改正の概要	3
(2) 手続の迅速化の概要	4
(3) 農用地区域からの除外・農地転用手続の比較	5
(4) 制度の改正前・改正後の比較（まとめ）	6
3 農業のためのゾーニングの仕組み	7
4 農地転用の仕組み	8
一時転用について	9

1 国家戦略特別区域諮問会議等における位置付け

○ 第48回 国家戦略特別区域諮問会議資料（令和2年12月21日）

追加の規制改革事項等

2. その他の重点的に進めるべき規制改革事項

（「農泊」推進のための簡易宿泊施設の設置促進等）

農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農泊」を推進するため、地域再生法に基づく地域再生計画において農地転用許可の特例対象となる地域農林水産業振興施設に、簡易宿泊施設が含まれることを明確化するための措置を令和2年度内に講じ、速やかに周知する。また、多様な農地利用等のための施策について、「農泊」等の農山漁村の活性化施策と併せて幅広く検討し、令和3年度内に結論を得て、所要の措置を講ずる。

○ 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）

①更なる規制改革事項

（「農泊」推進のための簡易宿泊施設の設置促進等）

・ 農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農泊」を推進することを含め、農山漁村発イノベーションに必要な施設の整備を行う場合には、農業上の土地利用との調和を図りつつ、迅速な手続きを進めることを可能とするため、2021年度内に結論を得て、所要の措置を講ずる。

○ 人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）（令和3年5月25日）

6 農村における所得と雇用機会の確保

- (5) 農山漁村発イノベーションや地域コミュニティ形成の場合等、農山漁村の活性化に必要な施設の整備を行う場合には、農業上の土地利用との調和を図りつつ、迅速な手続を進めることを可能とする。

○ 新しい農村政策の在り方に関する検討会・長期的な土地利用の在り方に関する検討会中間とりまとめ（令和3年6月4日）

2 しごとづくりの施策（農村における所得と雇用機会の確保）

(1) 基本的な考え方

[検討会における主な指摘]

「農山漁村発イノベーション」を行う上で必要となる施設については、農業上の土地利用と十分に調和を図る必要があるが、十分な調整が行われたものについては、早期効果発現のため、迅速な手続が必要である。

(2) 今後の施策の方向性

・・・従来の6次産業化を「農山漁村発イノベーション」に発展させ、推進するとともに、これに取り組む事業者や団体を支援するため、農業上の土地利用との調和を図りつつ、農山漁村発イノベーション施設等の設置に係る手続の迅速化等のための措置等について検討すべきではないか。

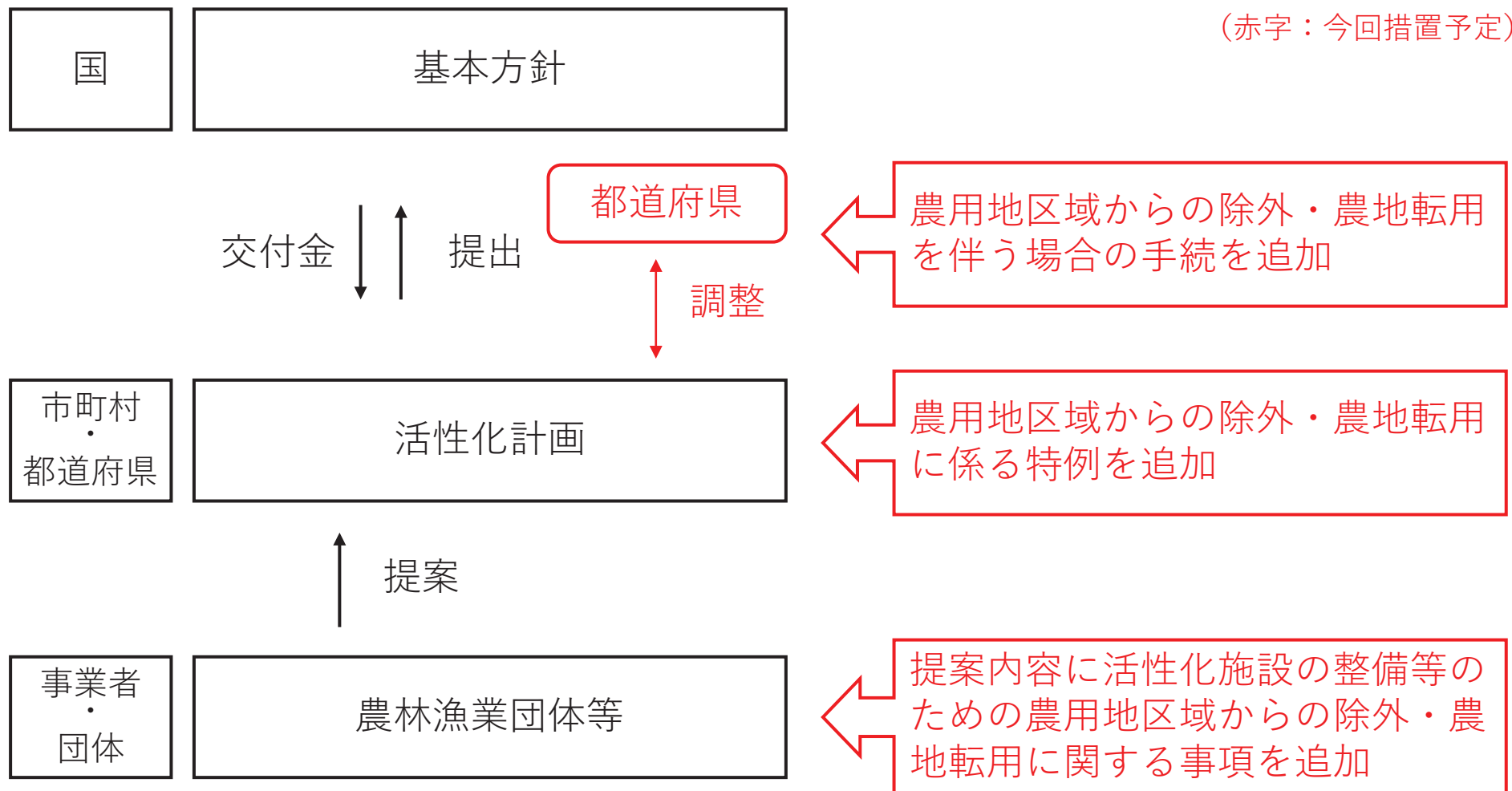
○ 人・農地など関連施策の見直しについて（令和3年12月24日）

- 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（農山漁村活性化法）において、地方自治体が活性化計画を策定し、農山漁村発イノベーション等、農山漁村の活性化に必要な施設の整備等を行う場合には、農地転用手続等の迅速化を図る仕組みを導入

2 「農泊」等農山漁村発イノベーション施設の設置の促進に係る制度の見直し

(1) 農山漁村活性化法※における農用地区域からの除外・農地転用に係る改正の概要

※農山漁村活性化法：農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律



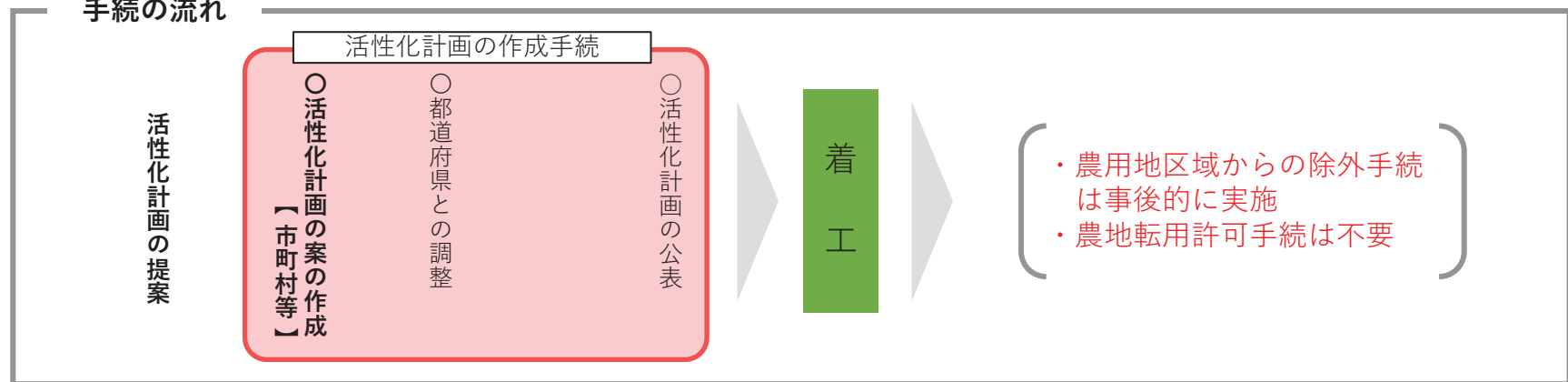
(2) 手続の迅速化の概要

農山漁村発イノベーション施設の設置に係る手続＜新農山漁村活性化法＞

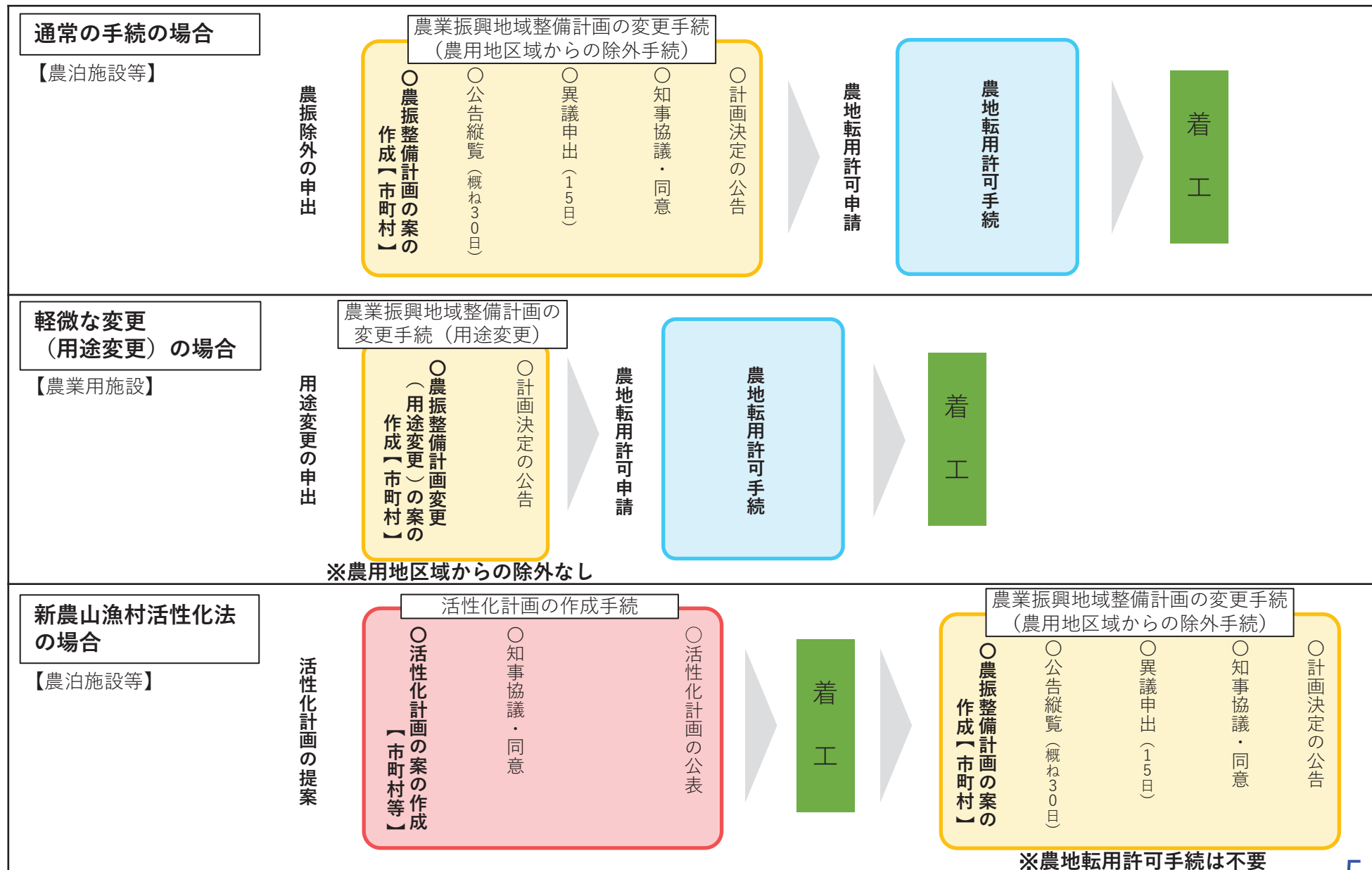
- ① 活性化計画の提案〔事業者・団体→市町村等〕
※事業者・団体は提案のみで活性化計画作成の必要なし
※農泊施設単独整備のほか、農家レストランと農泊施設を同時に活性化計画に位置付け整備することも可能
- ② 活性化計画の案の作成〔市町村等〕
※農地転用許可要件、農用地区域からの除外要件等の確認
- ③ 活性化計画の案に係る都道府県との必要な調整、活性化計画の公表〔市町村等〕
- ④ 工事着工〔事業者・団体〕
※転用許可不要。農用地区域からの除外は工事着工後に実施

手続期間の大幅な短縮

手続の流れ



(3) 農用地区域からの除外・農地転用手段の比較



(4) 制度の改正前・改正後の比較 (まとめ)

- 新農山漁村活性化法の活性化計画に基づく施設整備の場合は、農用地区域からの除外は事後で可、農地転用許可は不要。また、施設整備後に増改築を行う場合に、許可は不要。

< 従来 >

	農用地区域 からの除外	農地転用許可	農振開発許可 (施設整備後の 増改築等)
農業用施設 (農家レストラン)	不要 (あらかじめ 用途変更)	必要	必要
農山漁村発 イノベーション 施設 (農泊施設等)	必要	必要	不要

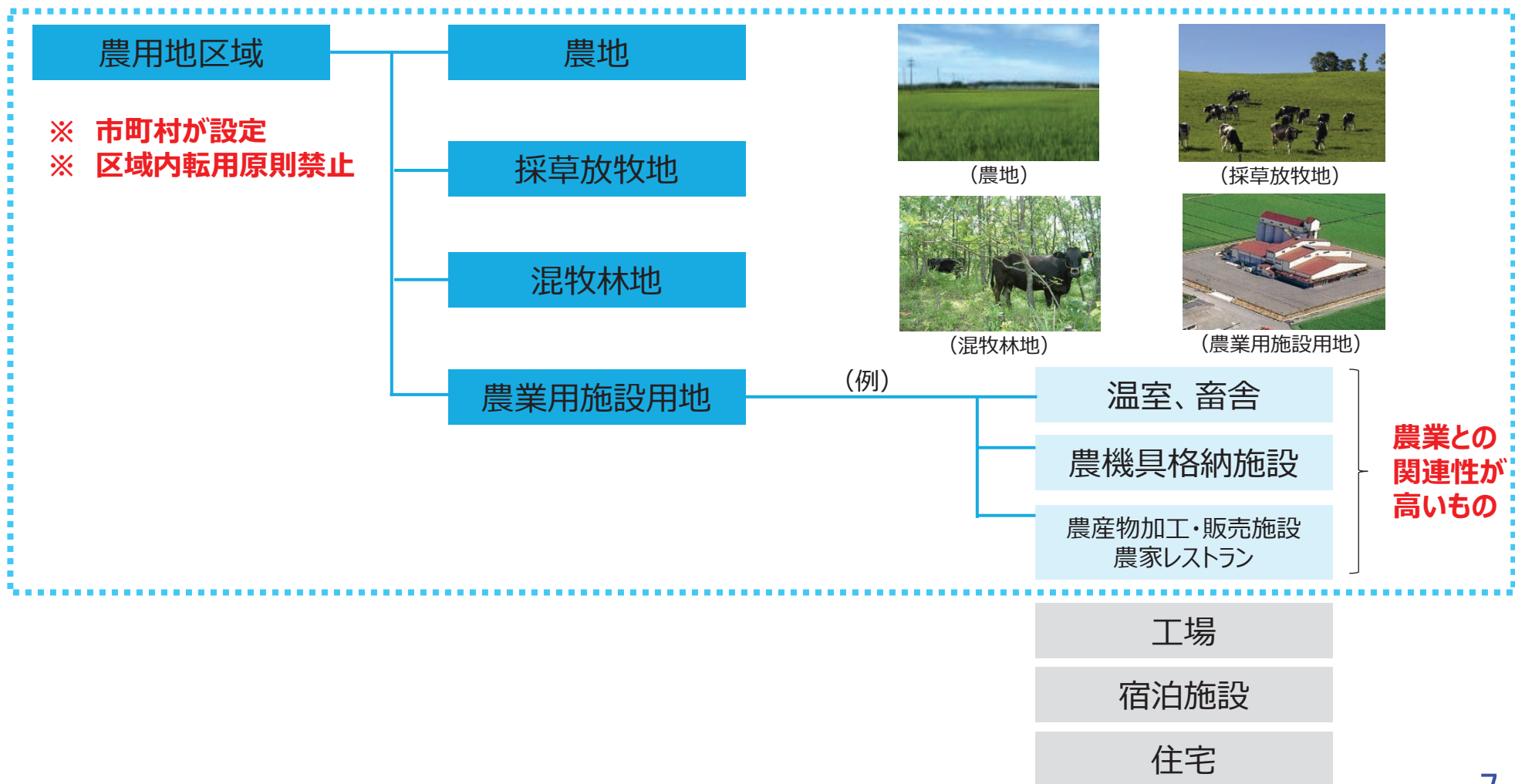
活性化計画
の作成

< 見直し後 >

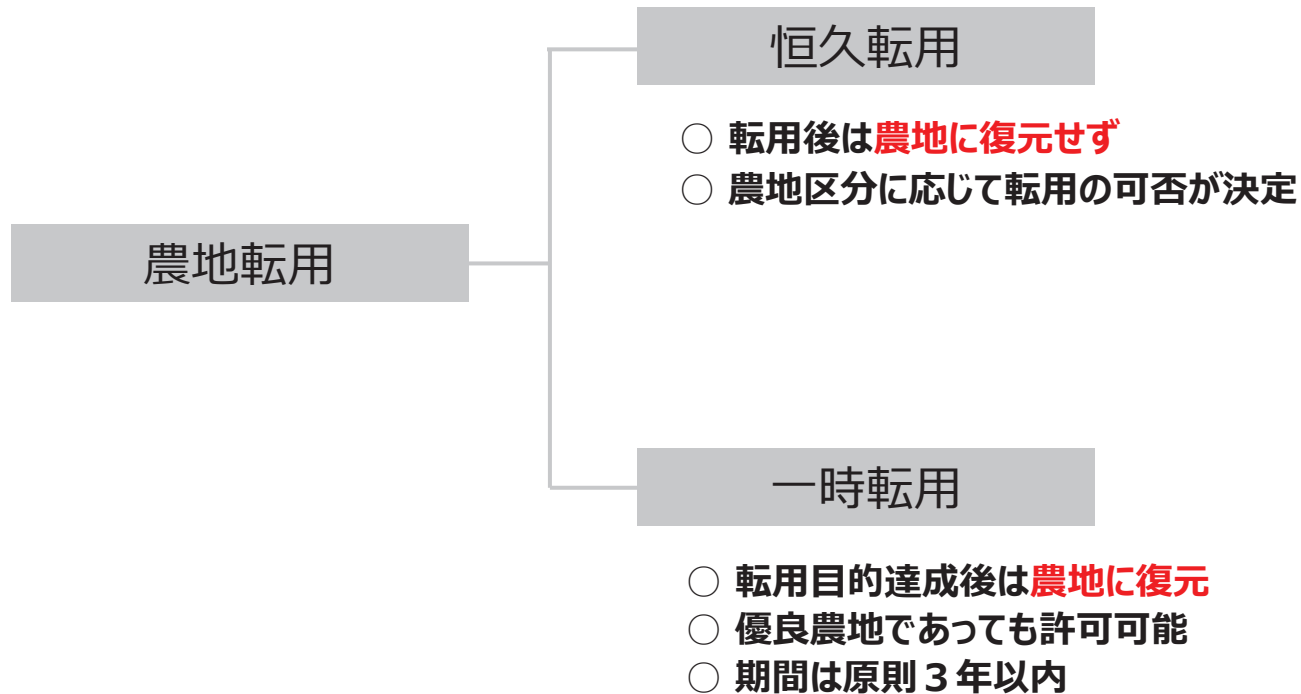
農用地区域 からの除外	農地転用許可	農振開発許可 (施設整備後の 増改築等)
不要 (あらかじめ 用途変更)	必要	必要
不要 (事後で可)	不要	不要

3 農業のためのゾーニングの仕組み

- 農業振興地域の整備に関する法律においては、集団的農用地や農業生産基盤整備事業対象地等の**優良農地**を農業上の利用を確保すべき土地として**農用地区域に設定**。
- 農用地区域においては、農業施策を計画的・集中的に実施する一方、農地の転用を厳しく制限。
- 農業上の**用途区分**として、「農地」、「採草放牧地」、「混牧林地」、「農業用施設用地」を設定。



4 農地転用の仕組み



一時転用について

区 分	概 要
原 則	・ 期間は3年以内 ・ 更新不可
営農型太陽光発電設備 (H25年)	・ 営農の適切な継続を前提に一時転用許可の取扱いを明確化 ・ 期間を10年以内に拡大 (H30年) ・ 更新も可能
養殖池 (R 3 年)	・ 地域農業の振興に資すること等が市町村との協定により確保されること等を条件 ・ 期間を10年以内に拡大 ・ 更新も可能